

現行規格 JIS A5308 : 2024		旧規格 JIS A5308 : 2019
箇条番号・題名	内容	箇条番号・題名
表1ーレディーミクストコンクリートの種類及び区分	普通コンクリートからスランプ10cmを削除	表1ーレディーミクストコンクリートの種類及び区分
4.1 種類及び区分	<p>舗装コンクリートの強度試験方法を追加 「f) 舗装コンクリートの強度試験方法（曲げ強度又は圧縮強度）」</p> <p>水の種類を皇居度コンクリートに限定 「g) 高強度コンクリートの場合は、水の種類」</p> <p>スランプフローの増大量を追加 「q) 流動化コンクリートの場合は、流動化する前のレディーミクストコンクリートからのスランプの増大量又はスランプフローの増大量」</p>	4.1 種類及び区分
7 配合	<p>電磁的記録で良い旨を追加 「レディーミクストコンクリート配合計画書は、電磁的記録で提出しても良い。」 「資料は、電磁的記録で提出してもいい（以下、生産者が購入者に提出する資料などについて同様とする。）。」</p>	7 配合
8.2 骨材	<p>JIS化された石炭ガス化スラグ細骨材を追加、銅スラグ細骨材及び石炭ガス化スラグ細骨材の混合使用に関するアルカリシリカ反応抑制対策の方法を追加 「また、銅スラグ細骨材及び石炭ガス化スラグ細骨材を同一種類又は異種類の骨材と混合して使用する場合には、混合する骨材に表JA.1に規定する区分Aを使用する。」</p>	8.2 骨材
8.4 混和材料	<p>JIS化された火山ガラス微粉末、収縮低減剤を追加 「フライアッシュ、膨張材、化学混和剤、防せい剤、高炉スラグ微粉末、シリカヒューム、火山ガラス微粉末及び収縮低減剤は、それぞれ次の規格に適合するものを用いる。」 「7) JIS A6209」 「8) JIS A6211」</p>	8.4 混和材料
9.1.1 材料貯蔵設備	<p>適切に表面水を管理している場合は、細骨材の貯蔵設備の容量規定を緩和 「ただし、細骨材を上屋を設けて貯蔵し、計量する都度、細骨材の表面水率を測定し、測定値に基づく計量値の補正が行われている場合は、この限りではない。」</p>	9.1.1 材料貯蔵設備
9.1.3 ミキサ	<p>JISA8603を採用し、表7、表8を削除 「a) ミキサは、固定ミキサとし、JIS A8603-1及びJIS A8603-2に適合するもの、又はこれと同等の性能をもつものとする。」 「表7（削除）」 「表8（削除）」</p>	9.1.3 ミキサ

現行規格 JIS A5308 : 2024		旧規格 JIS A5308 : 2019
箇条番号・題名	内容	箇条番号・題名
9.2.1 計量方法	<p>混和材料の計量方法を協議事項とした 「d) 8.4 c)の混和材料の計量は、購入者が生産者と協議の上、購入者が指定する方法による。」</p> <p>累加計量しても良いセメント及び混和材の組合せ、累加計量を認める条件を規定 「e) 購入者が生産者と協議の上、購入者の指定に基づき、次の材料の組合せで、個々の材料の計量値をそれぞれ記録し、計量印字記録から自動算出した単位量を納入書へ示す場合は、累加して計量してもよい。ただし、3)については、累加した後の高炉スラグの分量が、JIS R5211の表1（高炉セメントの種類及び高炉スラグの分量）に規定する高炉セメントA種の上限を超えないものに限る。」 「1) セメント及び1種類又は2種類の異なる混和材」 「2) 3種類までの異なる混和材」 「3) 普通ポルトランドセメント及び高炉セメントB種【この場合のセメントの種類による記号（表3参照）は、“BA+”とする。】」</p>	9.2.1 計量方法
9.4 積み込み	<p>戻りコンクリートへ新たに製造したコンクリートを追加し、再出荷してはならないことを明確化した 「積み込みは、次による。」 「a) コンクリートを積み込む前に、戻りコンクリート及び洗浄水が運搬車に残留していないことを確認する。ただし、付着モルタルを使用する場合の積み込みは、附属書JFによる。」 「b) コンクリートは、ミキサから積み込みホッパを介して、直接運搬車に積み込む。」</p>	なし
10.1 試料採取方法	<p>高速回転の緩和、試料採取前に取り除くコンクリート量を緩和 「ただし、トラックアジテータから試料を採取する場合は、採取する直前にトラックアジテータのドラムを回転させてコンクリートを均質にした後、シュートから排出させたコンクリートを20L～50L程度取り除き、その後の連続したコンクリート流の全横断面から試料を採取する。」</p>	10.1 試料採取方法
11.2 強度	<p>供試体の作製を工場出荷時に行うことを許容、高強度コンクリートの試験頻度を変更 「強度の検査に用いる供試体は、工場出荷時に運搬車から採取した試料で作製してもよい。」 「試験頻度は、150mlについて1回を標準とする。」</p>	11.2 強度
12.1 レディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料	<p>電磁的記録で提出する場合を規定 「なお、電磁的記録を用いる場合も同様の様式とする。」</p>	12.1 レディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料
12.2 レディーミクストコンクリート納入書	<p>電磁的記録で提出する場合を規定 「なお、電磁的記録を用いる場合も同様の様式とする。」</p>	12.2 レディーミクストコンクリート納入書

現行規格 JIS A5308 : 2024		旧規格 JIS A5308 : 2019
箇条番号・題名	内容	箇条番号・題名
表10ーレディーミクスト コンクリート納入書	備考の配合の種別の記載順を推奨される順番に変更、認印を削除し記名を規定 「 <input type="checkbox"/> 計量印字記録から自動算出した単位量 <input type="checkbox"/> 計量印字記録から算出した単位量 <input type="checkbox"/> 計量読取記録から算出した単位量 <input type="checkbox"/> 修正標準配合 <input type="checkbox"/> 標準配合」 「荷受職員の署名又は記名」 「出荷係の署名又は記名」	表11ーレディーミクスト コンクリート納入書
JA.3 アルカリシリカ反 応性による区分	JIS化された石炭ガス化スラグ細骨材のアルカリシリカ反応抑制対策の方法を規定 「a) アルカリシリカ反応性の試験は、JIS A1145又はJIS A1146によるものとする。ただし、フェロニッケルスラグ骨材はJIS A1146を、石炭ガス化スラグ細骨材はJIS A1145を、それぞれ適用しなければならない。」	A.3 アルカリシリカ反 応性による区分
JA.5 スラグ骨材	JIS化された石炭ガス化スラグ細骨材の使用方法を規定 「スラグ骨材は、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材、電気炉酸化スラグ骨材又は石炭ガス化スラグ骨材を用いるものとし、それぞれの骨材は、JIS A5011-1、JIS A5011-2、JIS A5011-3、JIS A5011-4及びJIS A5011-5の規定によるほか、次による。」	A.5 スラグ骨材
h) 石炭ガス化スラグ細骨 材	JIS化された石炭ガス化スラグ細骨材の使用方法を規定 「h) 石炭ガス化スラグ細骨材」 「1) 1.2mm石炭ガス化スラグ細骨材及び5mm~0.3mm石炭ガス化スラグ細骨材は、砕砂若しくは砂又はこれらの混合物と混合して使用するものとし、混合したものはJ A.9.3の規定に適合しなければならない。」 「2) 舗装コンクリート及びコンクリートの表面がすりへり作用をうけるものについては、JA.10 b)による微粒分量が5.0%以下のものを用いなければならない。」	なし
JA.5 スラグ骨材	電気炉酸化スラグ骨材の工場への直接納入に限定しない方法を許容 「ただし、電気炉酸化スラグ骨材については、JISマーク認証品とする。」	A.5 スラグ骨材
JA.7 コンクリート用再 生骨材H	JIS化された再生粗骨材H4005を追加 「a) 再生粗骨材H 再生粗骨材H4020、再生粗骨材H2515、再生粗骨材H2015及び再生骨材H1505は、混合して使用するものとし、混合した再生粗骨材Hの粒度は、再生粗骨材H4005、再生粗骨材H2505又は再生粗骨材H2005の規定を満足するものでなければならない。」	A.7 コンクリート用再生 骨材H

現行規格 JIS A5308 : 2024		旧規格 JIS A5308 : 2019								
箇条番号・題名	内容	箇条番号・題名								
JA.10 試験方法	<p>骨材の塩化物量試験の規定分を追加、硝酸銀滴定法の見直しを規定</p> <p>「1) 試料約1000 gを量り取り、広口瓶に入れ、105℃±5℃で一定質量となるまで乾燥し、資料の絶乾質量W(g)を0.1 gまで量る。そのまま広口瓶の中の試料に精製水2) 500mLを注ぎ、蓋をして24時間静置する。その後、約5分間隔で3回転倒振とうを繰り返し、塩化物を抽出する。しばらくこれを静置して、上澄み液50mLをピペットで三角フラスコ又はビーカーにとる。なお、上澄み液が懸濁している場合、必要に応じてJIS P3801の5種B又は5種Cのろ紙を用いて上澄み液をろ過する。」</p> <p>「2) 試料溶液中の塩化物量（塩化物イオン濃度）分析は、次のいずれかとする。</p> <p>硝酸銀滴定法による場合、試料中の塩化物イオンの濃度が低く、終点が明瞭に表れないときには、濃度が既知の塩化物イオン標準液などを試料に加えて測定を行ってもよい。」</p> <p>「2.1) JIS KO101の32.1 [チオシアン酸水銀（Ⅱ）吸光光度法]」</p> <p>「2.2) JIS KO101の32.3（硝酸銀滴定法）」</p> <p>「2.3) JIS KO113の5.(電位差滴定方法)に準じた、塩化物イオン電極を用いた電位差滴定方法」</p> <p>「2.4) JIS KO127」</p>	A.10 試験方法								
JB.4 アルカリシリカ反応抑制効果のある混合セメントなどを使用する抑制対策の方法	<p>JIS化された火山ガラス微粉末のアルカリシリカ反応抑制対策の方法を規定</p> <p>「b) 高炉スラッシュ微粉末、フライアッシュ又は火山ガラス微粉末を混和材として使用する場合は、併用するポルトランドセメントとの組合せにおいて、アルカリシリカ反応抑制効果があると確認された単位量で用いる。」</p>	B.4 アルカリシリカ反応抑制効果のある混合セメントなどを使用する抑制対策の方法								
JB.6 報告	<p>JIS化された火山ガラス微粉末のアルカリシリカ反応抑制対策の方法及び報告における記号を規定</p> <p>表JB.1—アルカリシリカ反応抑制対策の方法及び記号</p> <table border="1" data-bbox="376 948 1812 1094"> <thead> <tr> <th>抑制対策の方法</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>混和剤（フライアッシュ）の使用</td> <td>F (%)^{b)}</td> </tr> <tr> <td>混和材（火山ガラス微粉末）の使用</td> <td>V (%)^{b)}</td> </tr> <tr> <td>安全と認められる骨材の使用</td> <td>A</td> </tr> </tbody> </table>	抑制対策の方法	記号	混和剤（フライアッシュ）の使用	F (%) ^{b)}	混和材（火山ガラス微粉末）の使用	V (%) ^{b)}	安全と認められる骨材の使用	A	B.6 報告 表B.1
抑制対策の方法	記号									
混和剤（フライアッシュ）の使用	F (%) ^{b)}									
混和材（火山ガラス微粉末）の使用	V (%) ^{b)}									
安全と認められる骨材の使用	A									
JC.5.1 品質	<p>スラッシュ固形分率の上限を許容</p> <p>「また、安定化スラッシュ水を用いる場合は、スラッシュ固形分率が6%になるように、スラッシュ水の濃度を10.7%に調整した試料を用いる。」</p>	C.6.1 品質								

現行規格 JIS A5308 : 2024		旧規格 JIS A5308 : 2019													
箇条番号・題名	内容	箇条番号・題名													
JC.5.2 スラッジ固形分率の限度及びスラッジ固形分の取扱い	<p>スラッジ固形分率の上限を許容し、使用方法及びスラッジ固形分の取扱いを明確化 「スラッジ固形分率の限度及びスラッジ固形分の取扱いは、表JC.3による。」</p> <p style="text-align: center;">表JC.3—スラッジ固形分率の限度及びスラッジ固形分の取扱い</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>スラッジ水の使用法</th> <th>スラッジ固形分率の限度</th> <th>スラッジ固形分の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A方法：安定剤を用いない場合</td> <td>目標値として1%未満</td> <td>水の質量に含めてもよい</td> </tr> <tr> <td>目標値として1%以上、3%以下</td> <td>水の質量に含めないが、容積は配合に含めてもよい</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B方法：安定剤を用いる場合</td> <td>目標値として3%以下</td> <td>水の質量に含めないが、容積は配合に含めてもよい</td> </tr> <tr> <td>目標値として3%を超え6%以下</td> <td>容積は配合に含める</td> </tr> </tbody> </table>	スラッジ水の使用法	スラッジ固形分率の限度	スラッジ固形分の取扱い	A方法：安定剤を用いない場合	目標値として1%未満	水の質量に含めてもよい	目標値として1%以上、3%以下	水の質量に含めないが、容積は配合に含めてもよい	B方法：安定剤を用いる場合	目標値として3%以下	水の質量に含めないが、容積は配合に含めてもよい	目標値として3%を超え6%以下	容積は配合に含める	C.6.2 スラッジ固形分率の限度
スラッジ水の使用法	スラッジ固形分率の限度	スラッジ固形分の取扱い													
A方法：安定剤を用いない場合	目標値として1%未満	水の質量に含めてもよい													
	目標値として1%以上、3%以下	水の質量に含めないが、容積は配合に含めてもよい													
B方法：安定剤を用いる場合	目標値として3%以下	水の質量に含めないが、容積は配合に含めてもよい													
	目標値として3%を超え6%以下	容積は配合に含める													
JC.5.3 スラッジ水の管理	<p>連続濃度測定方法についても、スラッジ固形分率を1%未満で使用できるようにした。 「注¹⁾ バッチ濃度調整方法は、スラッジ水貯留槽及びスラッジ水の濃度を一定に保つ独立した濃度調整槽をもつ場合に用いることができる管理方法である。」</p> <p>「b) なお、濃度調整槽のスラッジ水を練混ぜ水に全量使用し、かつ、濃度の管理期間ごとに1%未満となるように管理する場合は、バッチごとの濃度管理ではなく濃度調整槽ごとに、スラッジ固形分率の管理を行う事が可能である。」</p>	C.6.3 スラッジ水の管理													
JC.7.1.8 モルタルの圧縮強さの比の試験	<p>軽量型枠の使用を認めた 「3) 型枠は、内径50mm、高さ100mmの非吸水性でセメントに侵されない材料で作られた円筒型とする。」</p> <p>アンボンドキャッピングの使用を認めた 「なお、JIS A1108の附属書A（アンボンドキャッピング）を適用してもよい。」 強度の計算に公称寸法を許容 「ただし、精度が確認された型枠を用いて作製された供試体の場合、供試体の直径は、公称の寸法を用いてもよい。型枠の許容差は、内径で0.5%（0.25mm）以内、内高で1%（1mm）以内、底板の平面度で0.02mm以内とする。」</p>	C.8.1.8 モルタルの圧縮強さの比の試験													
JC.7.2.4 セメントの凝結時間の差の試験	<p>スラッジ固形分率を上限6%まで許容したことから試験方法を規定 「安定化スラッジ水を用いる場合は、濃度10.7%のものを用いる。」</p>	C.8.2.4 セメントの凝結時間の差の試験													
JE.7 管理	<p>スラッジ固形分率を上限6%まで許容したことから管理方法を規定 「c) イオンクロマトグラフィーなどの化学分析装置を用いて、安定剤の構成成分を定量的な測定方法によって管理する場合は、スラッジ水中の安定剤の残存量が管理値の範囲にあること、及びセメントの水和活性の指標である硫酸イオン濃度が管理値以上であることを確認し、記録する²⁾。」 「注²⁾ セメントの水和抑制効果及びセメントの水和活性の双方を化学分析によって測定し、過大な凝結遅延性などをコンクリートへ悪影響を及ぼさない安定化スラッジ水の管理を目的とする。」</p>	G.7 管理													

現行規格 JIS A5308 : 2024		旧規格 JIS A5308 : 2019
箇条番号・題名	内容	箇条番号・題名
JG.3 管理方法	<p>軽量型枠を使用する場合の管理方法を明確化</p> <p>「軽量型枠の品質を維持するため、次の方法によって、型枠を管理し、合格したロットを使用する。なお、JG.4.1及びJG.4.3は、JIS A1132によって試験してもよい。」</p> <p>「一 繰返し使用できない型枠 任意に3個抜き取り、JG.4.1及びJG.4.3の試験を行う。」</p> <p>「一 繰返し使用する型枠 定期的にJG.4.1及びJG.4.3について全数試験を行う。」</p>	なし

現行規格 JIS Q1011 : 2024		旧規格 JIS Q1011 : 2019
箇条番号・題名	内容	箇条番号・題名
5.2 認証の区分 表1	普通コンクリートからスランプ10cmを削除	5.2 認証の区分 表1
6.3.1 サンプルの採取 表2 a) 採取の時期 b) 採取の場所	JISA5308の内容に合わせた 「(強度の欄)」 「荷卸し地点 ^{a)} に到着したとき又は申請者の工場出荷時」 「荷卸し地点 ^{a)} 又は申請者の工場」	6.3.1 サンプルの採取 表2 a) 採取の時期 b) 採取の場所
13.3 表示の方法	電磁的記録による納入書を用いた場合のJISマーク等の表示について規定 「JISマーク等の表示は、運搬の都度、運搬車1台ごとに、レディーミクストコンクリートの納入書（送り状）に次のいずれかの方法によって行う。その他の表示事項は、一般認証指針による。」 「a) 納入書（送り状）が書面による場合」 「押印又は印刷する。」 「b) 納入書（送り状）が電磁的記録による場合」 「電磁的記録に保存する。ここで、電磁的記録に保存されたJISマーク等の表示は、電子計算機又は電気通信回線（パソコン、インターネットなど）（以下、パソコン等という。）を通じて、受渡し時に印刷及び／又はディスプレイに表示できるものとし、購入者に受渡し後、改変できない方法とする。」	13.3 表示の方法
附属書A 表A.1 2 品質 a)	JISA5308の強度試験の検査方法を明確化 「呼び強度ごとに、150㎡に1回を標準とする3回の試験結果ごとに、ロット判定を行う。」 舗装コンクリートのロット管理について具体的に記載 「なお、舗装コンクリートで購入者との協議により圧縮強度によって試験を行う場合、圧縮強度を曲げ強度に換算して評価する。この場合、試験方法ごとにロットを構成する。また、両試験方法による相関は、事前に技術資料を整えておかなければならない。」 出荷量が少ない場合、原材料を変更した場合の望ましい事項を明示 「出荷量が少ない種類の呼び強度は、少なくとも年に1回はロット判定ができるようロットの大きさを調整して行うことが望ましい。 また、原材料を変更及び／又は追加した場合、その実施後、上記で定めているロットの大きさを小さくするなどして、3回の試験結果ごとに品質の変動を確認することが望ましい ^{o)} 。」 「注 ^{o)} 管理手法としては、例えば、連続する運搬車5台～10台から、又は50㎡までで、3回の試験結果により検査する方法がある。」 JISA5308の内容に合わせた 「なお、供試体は、工場出荷時に運搬車から採取した試料で作製してもよい。」	附属書A 表A.1 2 品質 a)
b)、c) d)	JISA5308の内容に合わせた 「必要に応じて試験を適宜行う。」 「1回以上/月。工場出荷時に行ってもよい。」	b)、c) d)

現行規格 JIS Q1011 : 2024		旧規格 JIS Q1011 : 2019										
箇条番号・題名	内容	箇条番号・題名										
表A.1 4. 配合 c), 表A.1.1	必要事項として漏れていたため追記 <p style="text-align: center;">表A.1.1－配合設計の資料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">対象</th> <th style="width: 50%;">備えるべき資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①全て</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> • 配合設計の基礎となる資料 • アルカリシリカ反応抑制対策の方法を明示し、アルカリシリカ反応抑制方法の基礎となる資料 </td> </tr> <tr> <td>②碎石、碎砂及びスラグ骨材を用いる場合</td> <td>微粒分量の範囲を決定する根拠となる資料</td> </tr> <tr> <td>③スラッジ水を用いる場合</td> <td>濃度管理に基づく目標としたスラッジ固形分率の設定根拠となる資料</td> </tr> <tr> <td>④スランプフローで管理する普通コンクリートの場合</td> <td>材料分離しない配合であることを確認した資料</td> </tr> </tbody> </table>	対象	備えるべき資料	①全て	<ul style="list-style-type: none"> • 配合設計の基礎となる資料 • アルカリシリカ反応抑制対策の方法を明示し、アルカリシリカ反応抑制方法の基礎となる資料 	②碎石、碎砂及びスラグ骨材を用いる場合	微粒分量の範囲を決定する根拠となる資料	③スラッジ水を用いる場合	濃度管理に基づく目標としたスラッジ固形分率の設定根拠となる資料	④スランプフローで管理する普通コンクリートの場合	材料分離しない配合であることを確認した資料	表A.1 注 ⁽³⁾ b)
	対象	備えるべき資料										
①全て	<ul style="list-style-type: none"> • 配合設計の基礎となる資料 • アルカリシリカ反応抑制対策の方法を明示し、アルカリシリカ反応抑制方法の基礎となる資料 											
②碎石、碎砂及びスラグ骨材を用いる場合	微粒分量の範囲を決定する根拠となる資料											
③スラッジ水を用いる場合	濃度管理に基づく目標としたスラッジ固形分率の設定根拠となる資料											
④スランプフローで管理する普通コンクリートの場合	材料分離しない配合であることを確認した資料											
JISA5308に規定がないため削除												

現行規格 JIS Q1011 : 2024		旧規格 JIS Q1011 : 2019																
箇条番号・題名	内容	箇条番号・題名																
表A.1 5 報告 5' 表A.1.2	<p>計量印字記録装置による保存が望ましいため記載</p> <p style="text-align: center;">表A.1.2－報告</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>整備し、保管しなければならない記録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①全事業者</td> <td>納入時又はその後に、計量記録及び算出した単位量の記録を整備し、計量記録を5年間保管する。計量印字記録装置による記録が望ましい。</td> </tr> <tr> <td>②スラッジ水を使用している場合</td> <td>スラッジ水の管理記録</td> </tr> <tr> <td>③安定剤を用いる場合</td> <td>安定剤の管理記録</td> </tr> <tr> <td>④回収骨材を使用している場合</td> <td>回収骨材の使用量の記録</td> </tr> <tr> <td>⑤メビウスループを納入書に表示する場合</td> <td>表示内容を証明できる管理データ、試験データなどの書類</td> </tr> </tbody> </table> <p>電磁的記録による納入書を用いた場合の整備し、保管しなければならない記録を規定</p> <p style="text-align: center;">表A.1.2－報告</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>整備し、保管しなければならない記録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑥電磁的記録で作成する場合</td> <td>電磁的記録で作成する場合にあっては、作成責任の所在が明らかな方法であり、かつ、電磁的記録に保存された内容がパソコン等を通じて、受渡し時に印刷又はディスプレイに表示できるものとし、購入者に受渡し後、改変してはならない。ただし、申請者及び購入者の双方が合意し、その改変履歴が保存できる場合は、内容を変更することが可能である。また、申請者においても同じ方法で保存でき、保存すべき期間中において改変の事実の有無及びその内容の確認が可能な状態とする。</td> </tr> </tbody> </table>	対象	整備し、保管しなければならない記録	①全事業者	納入時又はその後に、計量記録及び算出した単位量の記録を整備し、計量記録を5年間保管する。計量印字記録装置による記録が望ましい。	②スラッジ水を使用している場合	スラッジ水の管理記録	③安定剤を用いる場合	安定剤の管理記録	④回収骨材を使用している場合	回収骨材の使用量の記録	⑤メビウスループを納入書に表示する場合	表示内容を証明できる管理データ、試験データなどの書類	対象	整備し、保管しなければならない記録	⑥電磁的記録で作成する場合	電磁的記録で作成する場合にあっては、作成責任の所在が明らかな方法であり、かつ、電磁的記録に保存された内容がパソコン等を通じて、受渡し時に印刷又はディスプレイに表示できるものとし、購入者に受渡し後、改変してはならない。ただし、申請者及び購入者の双方が合意し、その改変履歴が保存できる場合は、内容を変更することが可能である。また、申請者においても同じ方法で保存でき、保存すべき期間中において改変の事実の有無及びその内容の確認が可能な状態とする。	表A.1 注(4)
対象	整備し、保管しなければならない記録																	
①全事業者	納入時又はその後に、計量記録及び算出した単位量の記録を整備し、計量記録を5年間保管する。計量印字記録装置による記録が望ましい。																	
②スラッジ水を使用している場合	スラッジ水の管理記録																	
③安定剤を用いる場合	安定剤の管理記録																	
④回収骨材を使用している場合	回収骨材の使用量の記録																	
⑤メビウスループを納入書に表示する場合	表示内容を証明できる管理データ、試験データなどの書類																	
対象	整備し、保管しなければならない記録																	
⑥電磁的記録で作成する場合	電磁的記録で作成する場合にあっては、作成責任の所在が明らかな方法であり、かつ、電磁的記録に保存された内容がパソコン等を通じて、受渡し時に印刷又はディスプレイに表示できるものとし、購入者に受渡し後、改変してはならない。ただし、申請者及び購入者の双方が合意し、その改変履歴が保存できる場合は、内容を変更することが可能である。また、申請者においても同じ方法で保存でき、保存すべき期間中において改変の事実の有無及びその内容の確認が可能な状態とする。																	
表A.2 1 セメント 1” b) 品質	<p>セメントの生産者又は出荷場所を変更の都度を追加 「セメント生産者^{a)}が発行する試験成績表又は第三者試験機関^{b)}の試験成績表によって、1回以上/月、セメントの生産者又は出荷場所を変更の都度、品質を確認する。」</p> <p>セメントの圧縮強さの確認を削除</p>	表A.2 1 セメント 1” b) 品質																
表A.2 2 骨材 2”	JISA5308の内容に合わせ、電気炉酸化スラグ骨材の製造工場から直接納入を削除	表A.2 2 骨材 2”																

現行規格 JIS Q1011 : 2024		旧規格 JIS Q1011 : 2019
箇条番号・題名	内容	箇条番号・題名
表A.2 2 骨材 a) JISマーク品 -JIS A5005の碎石、砕砂 -JIS A5011-1の粗骨材、細骨材 -JIS A5011-2の粗骨材、細骨材 -JIS A5011-3の細骨材 -JIS A5011-4の粗骨材、細骨材 -JIS A5011-5の細骨材 -JIS A5021の粗骨材、細骨材	JISマーク品はマークの確認等で良いこととした 「入荷の都度、種類、外観及びJISマークの確認によって受け入れてよい。」 「なお、電気炉酸化スラグ骨材及び再生骨材Hは、JISマーク品以外の受入れは認められない。」	表A.2 2”
表A.2 4 混和材料 4.7 火山ガラス微粉末	JISA5308の内容に合わせて 「4.7 JIS A6209に適合するもの」	表A.2 4 混和材料
表A.2 4 混和材料 4.8 収縮低減剤	JISA5308の内容に合わせて 「4.8 JIS A6211に適合するもの」	表A.2 4 混和材料
表A.2 4 混和材料 4.1”～4.9” b) 品質	JISA5308の内容に合わせて 「1回以上/月（ただし、化学混和剤は、1回以上/6か月、防せい剤は、1回以上/3か月、収縮低減剤は、1回以上/6か月）、第三者試験機関b)又は製造業者（生産者を含む。）の試験成績表によって品質を確認する。」	表A.2 4 混和材料 4.1”～4.7” b) 品質
表A.2の欄外	JISA5308の内容に合わせて 「一 使用する原材料は、製造業者名、又は納入業者名（骨材に限る。）、種類（碎石、砕砂、火山ガラス微粉末、砂利及び砂の場合は産地を含む。）及び品質について規定する。」	表A.2の欄外

現行規格 JIS Q1011 : 2024		旧規格 JIS Q1011 : 2019
箇条番号・題名	内容	箇条番号・題名
表A.2 4.10 4.1～4.9以外の混和材料（混和材及び混和剤）	具体的な例示を行い明確化 「1回以上/月、第三者試験機関(2)の試験成績表によって品質を確認する。ただし、コンクリート及び鋼材に有害な影響を及ぼさないことが 第三者による審査（性能）証明の取得、多数の施工実績などにより確認されている場合には 、製造業者の試験成績表によって品質を確認する。」	表A.2 4.8 4.1～4.7以外の混和材料（混和材及び混和剤）
表A.2 4.11 付着モルタル及びスラッジ水に用いる安定剤	第三者と製造業者の差異をなくした 「1回以上/月、第三者試験機関b)又は 製造業者の 試験成績表によって品質を確認する。」	表A.2 4.9 付着モルタル及びスラッジ水に用いる安定剤
表A.2の欄外	電磁的記録による試験成績書の取扱いを明確化 － 電磁的記録による試験成績表は、 改変できない方法で作成・発行されたものは認められる。	表A.2の欄外
表A.2.1－JISマーク品以外の骨材の受入検査方法	JISA5308の内容に合わせた（骨材の種類） JIS A5011-5石炭ガス化スラグ細骨材について品質項目、試験頻度及び試験機関を規定 スラグ骨材の試験機関から骨材製造業者の試験成績表("c")を削除	表A.2.1－骨材の受入検査方法
表A.2.1（品質項目） ⑪アルカリシリカ反応性 ^{a)}	重要品質要求事項の為適用条件を追加 「安全と認められる骨材を使用する場合に適用する。適用に当たっては、次の通り実施する。」 「－ 採取地を確認するなどして同一品種の骨材が納入されていることを確認する。」 「－ 普通コンクリートの場合で、コンクリート中のアルカリ総量が3.0kg/m ³ を超える配合については、申請者の工場内で採取した骨材について第三者試験機関b)で試験し、確認することが望ましい。」 「－ 高強度コンクリートの場合に実施する年2回の試験について、1回以上/36か月は、申請者の工場内で採取した骨材について第三者試験機関b)による試験を実施する。」	表A.2.1 ⑫アルカリシリカ反応性 ⁽²⁾
	再生骨材はJIAマーク品に限られるため削除 「－ 年2回のうち、1回はJIS A1804の方法で行ってもよい。」	
表A.2.1の欄外 凡例（試験機関）b： 注 ^{b)}	フェロニッケルスラグ骨材に限らず許容することとした 「表A.1の注 ^{b)} に同じ。ただし、⑩～⑲の化学分析を実施する試験機関及び⑳の 環境安全品質（受渡/形式）試験 を実施する試験機関は、環境計量証明事業者でもよい。」	表A.2.1の欄外 注 ⁽⁴⁾

現行規格 JIS Q1011 : 2024		旧規格 JIS Q1011 : 2019						
箇条番号・題名	内容	箇条番号・題名						
表A.3 1 配合 a)~e) 表A.3.1	<p>規定がなかったためJISA5308に基づき追記</p> <p style="text-align: center;">表A.3.1ー骨材、スラッジ固形分率及びスラッジ水の濃度に関する管理方法及び検査方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理項目</th> <th>測定頻度</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>②粗骨材の粗粒率又は実積率</td> <td>1回以上/週</td> <td>JIS A1102、JIS A1104、又はこれに代わる合理的な試験方法</td> </tr> </tbody> </table>	管理項目	測定頻度	測定方法	②粗骨材の粗粒率又は実積率	1回以上/週	JIS A1102、JIS A1104、又はこれに代わる合理的な試験方法	表A.3 注(1)
	管理項目	測定頻度	測定方法					
	②粗骨材の粗粒率又は実積率	1回以上/週	JIS A1102、JIS A1104、又はこれに代わる合理的な試験方法					
	<p>連続測定が可能な簡易試験方法を明確化</p> <p style="text-align: center;">表A.3.1ー骨材、スラッジ固形分率及びスラッジ水の濃度に関する管理方法及び検査方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理項目</th> <th>測定頻度</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③細骨材の表面水率a)</td> <td>1回以上/午前、1回以上/午後b)</td> <td>JIS A1111、JIS A1125、JIS A1802又は自動表面水率測定装置による方法</td> </tr> </tbody> </table>	管理項目	測定頻度	測定方法	③細骨材の表面水率a)	1回以上/午前、1回以上/午後b)	JIS A1111、JIS A1125、JIS A1802又は自動表面水率測定装置による方法	
	管理項目	測定頻度	測定方法					
③細骨材の表面水率a)	1回以上/午前、1回以上/午後b)	JIS A1111、JIS A1125、JIS A1802又は自動表面水率測定装置による方法						
<p>就業時間内で良いことを明確化</p> <p style="text-align: center;">表A.3.1ー骨材、スラッジ固形分率及びスラッジ水の濃度に関する管理方法及び検査方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理項目</th> <th>測定頻度</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③細骨材の表面水率 ・高強度コンクリートの場合</td> <td>初回練混ぜ開始前、1回以上/午前、1回以上/午後b)</td> <td>JIS A1111、JIS A1125、JIS A1802又は自動表面水率測定装置による方法</td> </tr> </tbody> </table>	管理項目	測定頻度	測定方法	③細骨材の表面水率 ・高強度コンクリートの場合	初回練混ぜ開始前、1回以上/午前、1回以上/午後b)	JIS A1111、JIS A1125、JIS A1802又は自動表面水率測定装置による方法		
管理項目	測定頻度	測定方法						
③細骨材の表面水率 ・高強度コンクリートの場合	初回練混ぜ開始前、1回以上/午前、1回以上/午後b)	JIS A1111、JIS A1125、JIS A1802又は自動表面水率測定装置による方法						
<p>他の細骨材と同じ扱いとし、自動表面水率測定装置でも良いことを記載</p> <p style="text-align: center;">表A.3.1ー骨材、スラッジ固形分率及びスラッジ水の濃度に関する管理方法及び検査方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理項目</th> <th>測定頻度</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③細骨材の表面水率 ・再生細骨材Hの場合</td> <td>1回以上/午前、1回以上/午後b)</td> <td>JIS A1111、JIS A1125、JIS A1802又は自動表面水率測定装置による方法</td> </tr> </tbody> </table>	管理項目	測定頻度	測定方法	③細骨材の表面水率 ・再生細骨材Hの場合	1回以上/午前、1回以上/午後b)	JIS A1111、JIS A1125、JIS A1802又は自動表面水率測定装置による方法		
管理項目	測定頻度	測定方法						
③細骨材の表面水率 ・再生細骨材Hの場合	1回以上/午前、1回以上/午後b)	JIS A1111、JIS A1125、JIS A1802又は自動表面水率測定装置による方法						
<p>1%未満以外の測定頻度を規定</p> <p style="text-align: center;">表A.3.1ー骨材、スラッジ固形分率及びスラッジ水の濃度に関する管理方法及び検査方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理項目</th> <th>測定頻度</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑥スラッジ固形分率 ・上記以外</td> <td>運搬車1台ごと（終業時までには計算し確認する。）</td> <td>スラッジ水の濃度とスラッジ水の計量値とから固形分量を求め、それを量り取ったセメント量で除して求める。</td> </tr> </tbody> </table>	管理項目	測定頻度	測定方法	⑥スラッジ固形分率 ・上記以外	運搬車1台ごと（終業時までには計算し確認する。）	スラッジ水の濃度とスラッジ水の計量値とから固形分量を求め、それを量り取ったセメント量で除して求める。		
管理項目	測定頻度	測定方法						
⑥スラッジ固形分率 ・上記以外	運搬車1台ごと（終業時までには計算し確認する。）	スラッジ水の濃度とスラッジ水の計量値とから固形分量を求め、それを量り取ったセメント量で除して求める。						

現行規格 JIS Q1011 : 2024		旧規格 JIS Q1011 : 2019										
箇条番号・題名	内容	箇条番号・題名										
表A.3.1の欄外	骨材の表面水率の調整に関する具体的な管理方法を規定 「表面水率測定後の表面水率の変化によるスランプの変動に対応するため、表面水率補正装置の設定値を±0.5%の範囲内で微調整してもよい。ただし、調整幅が±0.5%を超える場合には、表面水率を再測定しなければならない。」 自動表面水率測定装置を用いた場合の管理方法を規定 「自動表面水率測定装置を用いている場合は、使用の都度。」	表A.3 注 ⁽¹⁾										
表A.3 2 材料の計量 a) 表A.3.2	JISA5308で認められた累加計量を追加し合否判定を規定、累加した合計値で判定する場合は、個々の材料で合否判定してよい旨を規定 表A.3.2—累加計量及びその合否判定方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>累加計量の組合せ</th> <th>合否判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤水に混和材</td> <td>水の計量値及び混和剤の計量値（あらかじめ計量された混和材は除く。）</td> </tr> <tr> <td>⑥セメント及び1種類又は2種類の異なる混和材^{b)、c)}</td> <td>セメントの計量値及び累加した各種混和材の計量値。ただし、セメントに高炉スラグ微粉末を累加計量する場合には、セメントの計量値及び累加した合計値^{a)}</td> </tr> <tr> <td>⑦3種類までの異なる混和材^{b)、c)}</td> <td>最初の計量値及び累加した各混和材の合計値^{a)}。ただし、高炉スラグ微粉末に他の種類の混和材を累加計量する場合には、高炉スラグ微粉末及び他の種類の各混和材の計量値</td> </tr> <tr> <td>⑧普通ポルトランドセメント及び高炉セメントB種^{b)、c)}</td> <td>最初の計量値及び累加した合計値^{a)}</td> </tr> </tbody> </table> 注 ^{a)} 個々の材料の計量値によって合否を判定してもよい。 注 ^{b)} 個々の材料の計量値をそれぞれ記録し、計量印字記録から自動算出した単位量を納入書に記載する方法に限る。 注 ^{c)} 購入者の指定する方法によって行う。	累加計量の組合せ	合否判定	⑤水に混和材	水の計量値及び混和剤の計量値（あらかじめ計量された混和材は除く。）	⑥セメント及び1種類又は2種類の異なる混和材 ^{b)、c)}	セメントの計量値及び累加した各種混和材の計量値。ただし、セメントに高炉スラグ微粉末を累加計量する場合には、セメントの計量値及び累加した合計値 ^{a)}	⑦3種類までの異なる混和材 ^{b)、c)}	最初の計量値及び累加した各混和材の合計値 ^{a)} 。ただし、高炉スラグ微粉末に他の種類の混和材を累加計量する場合には、高炉スラグ微粉末及び他の種類の各混和材の計量値	⑧普通ポルトランドセメント及び高炉セメントB種 ^{b)、c)}	最初の計量値及び累加した合計値 ^{a)}	表A.3 注 ⁽²⁾
累加計量の組合せ	合否判定											
⑤水に混和材	水の計量値及び混和剤の計量値（あらかじめ計量された混和材は除く。）											
⑥セメント及び1種類又は2種類の異なる混和材 ^{b)、c)}	セメントの計量値及び累加した各種混和材の計量値。ただし、セメントに高炉スラグ微粉末を累加計量する場合には、セメントの計量値及び累加した合計値 ^{a)}											
⑦3種類までの異なる混和材 ^{b)、c)}	最初の計量値及び累加した各混和材の合計値 ^{a)} 。ただし、高炉スラグ微粉末に他の種類の混和材を累加計量する場合には、高炉スラグ微粉末及び他の種類の各混和材の計量値											
⑧普通ポルトランドセメント及び高炉セメントB種 ^{b)、c)}	最初の計量値及び累加した合計値 ^{a)}											
表A.3 2 材料の計量 b)計量精度（動荷重）	バッチごとに目視で確認することを規定、計量印字記録を有している場合の動荷重検査を不要とした 「バッチごとに計量値を、目視で、又は印字記録で確認。ただし、計量印字記録を有しない場合は、1回以上/月の頻度で動荷重検査（任意の連続した5バッチ以上について、各計量器別を実施し、1か月で5バッチに満たない計量器については、使用の都度）を行う。」	表A.3 注 ⁽²⁾										
表A.3 3 練混ぜ 注a)	JISA5308で普通ポルトランドセメントと高炉セメントB種の累加計量が認められたため禁止規定から除外する条件を明確化 「ただし、購入者が生産者と協議の上、購入者の指定に基づき、普通ポルトランドセメント及び高炉セメントB種を混合する場合であって、混合後の高炉スラグの分量がJIS R5211の表1に規定する高炉セメントA種の上限を超えない場合は、この管理項目に当てはまらない。」	表A.3 注 ⁽³⁾										

現行規格 JIS Q1011 : 2024		旧規格 JIS Q1011 : 2019						
箇条番号・題名	内容	箇条番号・題名						
表A.3 3 練混ぜ 3” 表A.3.3	<p>検査方法の規定がなかったため明確化</p> <p style="text-align: center;">表A.3.3—品質特性に関する検査頻度及び検査方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">品質特性</th> <th style="width: 20%;">検査頻度</th> <th style="width: 60%;">検査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>④空気量^{b)}</td> <td>1回以上/午前、1回以上/午後</td> <td>JIS A1128、JIS A1118若しくはJIS A1116又はこれに代わる合理的な方法</td> </tr> </tbody> </table>	品質特性	検査頻度	検査方法	④空気量 ^{b)}	1回以上/午前、1回以上/午後	JIS A1128、JIS A1118若しくはJIS A1116又はこれに代わる合理的な方法	なし
品質特性	検査頻度	検査方法						
④空気量 ^{b)}	1回以上/午前、1回以上/午後	JIS A1128、JIS A1118若しくはJIS A1116又はこれに代わる合理的な方法						
表A.3 4 付着モルタルの再利用 (使用する場合)	<p>利用している場合重要工程のため追記</p> <p>「4' 付着モルタルの再利用」</p>	なし						
表A.3 5 積み込み	<p>JISA5308に規定されたため管理項目並びに管理方法及び検査方法を具体的に規定</p> <p>「5' 戻りコンクリートの排出確認^{b)}」</p> <p>「5” 運搬車のドラム内にコンクリート及び洗浄した水等が残留している状態で別のレディーミクストコンクリートを積み込んではいない。」</p> <p>JISA5308に規定されたため管理項目並びに管理方法及び検査方法を具体的に規定</p> <p>注^{b)} 運搬車に練り混ぜたレディーミクストコンクリートを積載する前に、運搬車から戻りコンクリートが全量排出されている事を確認し、その旨を記録する。ただし、付着モルタルを使用する場合の積み込みは、JIS A5308の附属書JFによる。</p> <p>また、次に示す運搬はしてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 運搬車に積載された戻りコンクリートに新たに練り混ぜたレディーミクストコンクリートを積み込み、運搬する。 2) 新たに練り混ぜたレディーミクストコンクリートに戻りコンクリートを積み込み、運搬する。 3) 戻りコンクリートを別の購入者に運搬する。 	なし						
表A.4 1 製造設備 c)	<p>再生骨材Hは必要としないことから削除</p> <p>「ブレウェッティング設備（人口軽量骨材に適用）」</p>	表A.4 1 製造設備 c)						

現行規格 JIS Q1011 : 2024		旧規格 JIS Q1011 : 2019
箇条番号・題名	内容	箇条番号・題名
e) 計量設備	<p>静荷重検査に限定しないため修正 「分銅、電気式校正器などによって1回以上/6か月の頻度で、各計量器の静荷重検査などを行う。」</p> <p>累加計量を行う場合の材料累加計量装置の要件を明示 「一つの計量器で複数の材料を累加計量する場合には、材料ごとの計量結果を表示し、記録できなければならない。」</p> <p>重要製造設備のため追記 「出荷管理システム及び計量印字記録装置(使用している場合)」</p> <p>重要製造設備として追加し、管理方法を規定 「細骨材の自動表面水率測定装置(使用している場合)」 「(管理方法の欄)」 「1回以上/12か月の頻度で、JIS A1111又はJIS A1125との比較検証を行う。」</p>	e) 計量設備
表A.4 1 製造設備 h) ミキサ	<p>JISA5308の改正により、具体的な管理方法を規定 「JIS A8603-1及びJIS A8603-2への適合性を確認し、1回以上/12か月、JIS A1119に基づく練混ぜ性能検査を行う。ここで、適合性の確認は、保有する同形式(容量は問わない。)のミキサの形式証明書による確認でもよい。」</p>	表A.4 1 製造設備 h) ミキサ
表A.4 2 検査設備 b) コンクリート試験用器具・機械	<p>JISA5308に合わせ軽量型枠の管理方法を規定 「繰返し使用する型枠の場合は、1回以上/12か月の頻度で、全数検査を行う。繰返し使用できない型枠の場合は、JIS A5308の附属書JG(軽量型枠)に基づき、申請者の工場又は型枠製造業者の試験成績表により受入検査を行う。」</p> <p>塩化物測定器具を明確化、測定検知紙、検知管の管理方法を規定 「8) 塩化物含有量測定器具(装置、検知紙又は検知管)」 (管理方法の欄) 「8)′ 塩化物含有量測定装置の場合は、第三者機関によって1回以上/12か月の頻度で、検査を行う^{b)}」 「塩化物含有量測定検知紙・検知管の場合は、塩化物含有量測定検知紙・検知管製造業者が表示した有効期限を管理する。」 「注^{b)} 塩化物含有量測定装置製造者による検査、又は第三者試験機関^{c)}で行ってよい。」</p>	表A.4 2 検査設備 b) コンクリート試験用器具・機械